

岡山県サッカー協会ホームページバナー広告掲載取り扱い基準

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県サッカー協会（以下「甲」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページへのバナー広告掲載の取扱いについて申請者（以下「乙」という。）と必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告掲載の対象)

第2条 バナー広告を掲載することができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所及び団体
- (2) その他、甲が適当と認めるもの

(バナー広告の掲載基準)

第3条 バナー広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 甲の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (6) 求人広告又はこれに類するもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載するバナー広告として適当でないと甲が認めるもの

(バナー広告の掲載位置等)

第4条 バナー広告の掲載位置は、甲が指定した位置とする。

(バナー広告掲載料等)

第5条 バナー広告掲載料は、1枠あたり年額50,000円とする。

- 2 バナー広告の規格（1枠）は、次の通りとする。
 - (1) 縦×横：100ピクセル×170ピクセル
 - (2) サイズ：30キロバイト以内（アニメーションは不可）
 - (3) 種類：JPG、PNG、GIF

(損害賠償)

第6条 乙は、本件バナー広告を掲載することにより甲に対して何らかの損害を生じさせた場合、当該損害を賠償する義務を負う。

(バナー広告掲載の取消し)

第7条 甲は、次の各号に該当する場合は、バナー広告掲載の決定を取消することができる。

- (1) 甲が指定する期日までに、掲載しようとするバナー広告データを提出しなかったとき。
- (2) 甲が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) リンク先のホームページの内容が申請内容と著しく違うとき。
- (4) その他甲が広告掲載に支障があると認めたとき。

(バナー広告の掲載期間)

第8条 バナー広告掲載期間は1年間単位（承認日から翌年承認日前日まで）とする。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。

(バナー広告掲載料の還付)

第9条 バナー広告掲載料は1年間単位（承認日から翌年承認日前日まで）とし、還付しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は甲が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年5月1日から施行する。

平成25年4月1日 改正

令和3年6月1日 改正

申請日： 年 月 日

一般財団法人 岡山県サッカー協会 殿

住 所

事業所名

(印)

代表者

担当者

電話番号

メールアドレス

岡山県サッカー協会ホームページバナー広告掲載申請書

岡山県サッカー協会ホームページにバナー広告（新規・継続）を掲載したいので、貴会のバナー広告掲載取り扱い基準を十分に理解し、下記の通りバナーのデータを添えて申し込みます。

記

1. リンク先：公式ホームページのトップページアドレス

http://

2. バナー広告の掲載希望期間（※入金確認後）

平成 年

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(承認日から翌年承認日前日まで)

3. 申請料（上記期間） 50,000 円（税込）

※振込み手数料は申請者負担

岡山F A	担当部